

平成19年6月1日

都道府県知事  
水質汚濁防止法政令市長 } 殿

環境省水・大気環境局長

ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の暫定排水基準の見直しについて

ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物については、排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成13年環境省令第21号。以下「省令」という。）附則第2項において暫定的な排水基準（以下「暫定排水基準」という。）を設定しているが、その適用期間が平成19年6月30日に終了することとなる。

現行の暫定排水基準の対象業種（26業種）のうち、21業種については、現時点での各業種の排水濃度の実態及び適用可能な処理技術等に照らし、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第1条に規定する排水基準（以下「一律排水基準」という。）への対応の可否を確認した上で、一部の基準値を強化して、平成22年6月30日まで更に3年間、暫定排水基準の適用期間を延長することとした。このため、排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成19年環境省令第14号。以下「改正省令」という。）を平成19年6月1日に公布し、平成19年7月1日から施行することとしたものである。

その実施に当たっては、下記の事項に留意の上、改正省令の円滑かつ適切な運用を図られるようお願いする。

## 記

### 1. 措置の内容

暫定排水基準が適用されていた26業種のうち、5業種については、一律排水基準に移行し、12業種については暫定排水基準を強化して延長、2業種については暫定排水基準を一部物質について強化して延長、残る7業種については現行の暫定排水基準のまま延長した。適用期間は平成22年6月30日まで。

### 2. 暫定排水基準が適用される特定事業場について

改正省令の施行に当たっては、暫定排水基準が適用される特定事業場の取扱いに

ついて以下の事項に十分留意されたい。

- (1) いわゆる共同処理場（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第74号の施設を有する事業場）については、その処理する水を排出する特定事業場の属する業種その他の区分に属するものとみなして、暫定排水基準を適用することとしていること（改正後の省令附則第3項）
- (2) 暫定排水基準が適用される特定事業場が同時に複数の業種その他の区分に属する場合には、当該業種その他の区分に係る排水基準のうち最大の許容限度のものを適用することとしていること（改正後の省令附則別表備考1）
- (3) 下水道業に係るほう素及びその化合物の暫定排水基準の適用については、温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。）を利用する旅館業に属する特定事業場（下水道法（昭和33年法律第79号）第12条の2第1項に規定するもの。以下「下水道法上の特定事業場」という。）から排出される水を受け入れているもののうち、以下の要件を満たすものについて、暫定排水基準を適用することとしていること（改正後の省令附則別表備考2）

※ [要件]：特定事業場であって、次の算式により計算された値が10を超えること

$$\sum C_i \cdot Q_i / Q$$

この式において、 $C_i$ 、 $Q_i$ 及び $Q$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$C_i$  当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常値（単位 ほう素の量に関して、1リットルにつきミリグラム）

$Q_i$  当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常量（単位 1日につき立方メートル）

$Q$  当該下水道から排出される排出水の通常量（単位 1日につき立方メートル）

### 3. 関係者に対する指導について

改正省令による改正後の省令附則別表の暫定排水基準が適用される特定事業場については、改正省令の施行の日から3年後に一律排水基準に対応することができるように、必要な指導等をお願いしたい。